

平成 29 年度 11 月 韮崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 11 月 24 日 (金) 13:30~14:30

2. 開催場所 韮崎市役所 別館 201 会議室

3. 出席委員 (30 人)

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1 番	柳本	進	1 番	瀧田	正充
2 番	中村	正三	2 番	渡邊	昭夫
3 番	相山	泰	3 番	近藤	友文
4 番	小澤	豊	4 番	横森	一郎
5 番	岩村	栄比古	5 番	欠瀬	勝男
6 番	小川	龍馬	6 番	山岸	健司
7 番	神谷	昇次	7 番	嶋津	榮男
8 番	守屋	勝弥	8 番	佐藤	安茂
9 番	矢巻	文司	9 番	田邊	幸男
10 番	笹本	武光	10 番	根岸	喜長
12 番	功刀	福幸	11 番	山本	幸治
13 番	小野	弘文	12 番	清水	寛文
14 番	久保田	一弘	13 番	漆原	富士夫
16 番	矢崎	清香	14 番	上野	和雄
17 番	齊藤	一成			
19 番	新奥	長生			

欠席委員 (3 名)

11 番	藤巻	正朝	(農業委員)	15 番	矢崎	貢太郎	(農業委員)
18 番	横内	金弥	(農業委員)				

4. 議事日程

第 1	議事録署名委員の指名	
第 2	会議書記の指名	
第 3	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による申請の承認について	13 件
	議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による申請の承認について	3 件
	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について	5 件
	議案第 4 号 農地法第 3 条買受適格者証明の承認について	1 件
	議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の承認について	34 件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	戸島 雅美
書記次長	飯野 一伸
書記 (主幹)	梶 喜美子

6. 会議の概要

事務局次長

只今から平成 29 年度 11 月 葦崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いします。

会 長

(会長あいさつ)

事務局次長

それでは、葦崎市農業委員会会議規則第 5 条により、本日の議案審議については会長が議長をつとめます。議事の進行をお願いします。

議 長

本日、出席委員は 19 名中 16 名で、定足数に達しております。

次に、葦崎市農業委員会会議規則第 16 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

では、8 番 守屋委員、9 番 矢巻委員をお願いいたします。会議書記には事務局職員の飯野氏と柵氏を指名いたします。

なお、葦崎市農業委員会会議規則第 12 条第 2 項により農地利用最適化推進委員の出席を許可します。そして、発言についても同会議規則第 12 条第 3 項に基づき議長が指名することで発言してください。それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いします。

事務局次長

それでは概要説明に入らせていただきます。

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による申請の承認について	13 件	12,840 m ²
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による申請の承認について	3 件	1,945 m ²
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	5 件	54,894 m ²
議案第 4 号	農地法第 3 条買受適格者証明の承認について	1 件	765 m ²
議案第 5 号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地 利用集積計画の承認について	34 件	97,842 m ²

次に、会務報告ですが 11 月 7 日、山梨県農業会議常設常任議員会議に柳本会長が出席しました。11 月 14 日、山梨県農政推進大会に、18 名の方に参加していただきました。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するもの13件であります。

受付番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）贈与のための所有権移転の申請であります。

受付番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

受付番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号9番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）相手方の要望による所有権移転の申請であります。

受付番号10番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自宅に近いための所有権移転の申請であります。

受付番号11番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）相互に交換するための所有権移転の申請であります。

受付番号12番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）相互に交換するための所有権移転の申請であります。

受付番号13番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）相互に交換するための所有権移転の申請であります。

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

議 長

これより質疑に入ります。質問、意見等がございますか。

（質問意見なし）

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、受付番号1番から13番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第1号、受付番号1番から13番は原案のとおり承認いたしました。次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集5ページをご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は3件であります。

受付番号1番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は日の城公民館北約80mで個人住宅建設の申請ですが、始末書が添付され追認の申請です。

受付番号2番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は葦崎西中学校西600mで住宅及び倉庫の建設の申請ですが、始末書が添付され追認の申請です。

受付番号3番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は甘利小学校南約350mで宅地の拡張の申請ですが、始末書が添付され追認の申請です。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からの報告になります。

受付番号1番について、小澤委員お願いします。

小澤委員

申請地は既に住宅用地として使用されており、始末書も添付され周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

受付番号2番について、功刀委員お願いします。

功刀委員

申請地は既に住宅が建てられており、周辺農地への影響もないので追認で許可相当と思います。

議 長

受付番号3番について、齊藤委員お願いします。

齊藤委員

申請地は現在空き家であり、将来的に居住する宅地の拡張ということで、始末書も添付されているので許可相当と思います。

議 長

これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、受付番号1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第2号、受付番号1番から3番については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集の6ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は5件です。

受付番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は市役所東50mで、敷地の拡張の申請です。

受付番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上ノ山公民館北150mで、敷地の拡張の申請です。

受付番号3番（土地の所在・貸人・借人についての説明）申請地は葦崎インター東約700mで駐車場（約2年間）の一時転用の申請です。

受付番号4番（土地の所在・貸人・借人についての説明）申請地は武田橋から南約300mで個人住宅建設の申請です。

受付番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は葦崎インター南400mで上ノ山・穂坂地区工業団地の拡張の申請です。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、各地区担当委員からご報告をお願いします。

受付番号1番について瀧田委員をお願いします。

瀧田委員

申請地は市街地にあり、周辺への影響もないので許可相当と思います。

議 長

受付番号2番、3番について中村委員をお願いします。

中村委員

2番ですが、申請地は農地としての利用価値はないと思われます。周辺は宅地化が進行しており周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

3番ですが、申請地は荒廃しており今後の耕作地としての利用価値はないと思います。また、周辺は果樹園ですが、一時転用の駐車場ということなので影響はないとみられますので、許可相当と思います。

議 長

申請番号4番について齊藤委員をお願いします。

齊藤委員

申請地は、周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

受付番号5番について中村委員をお願いします。

中村委員

申請地は荒廃している農地が約半分あります。公社の扱いなので許可相当と思います。

議 長

これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、受付番号1番から5番について原案の

とおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号、受付番号1番から5番については原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議 長

次に、議案4号「農地法第3条買受適格者証明の承認について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集14ページをご覧ください。農地が金融機関等に差し押さえられ競売となった場合の手続きです。

受付番号1番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は耕作放棄地で、サニーレタス等の栽培予定であり適格者と思われま

議 長

これより、質疑に入ります。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。「農地法第3条買受適格者証明について」買受適格者と承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号については証明をいたします。

議 長

次に、議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を事務局より説明をお願いします。

事務局

議案集15ページをご覧ください。葦崎市農地利用集積計画の承認を求められています。新規の利用権設定が3件、再設定が1件、農地中間管理機構への新規設定が30件です。

受付番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃借料：30,000円/年、作物：ぶどう、期間：5年、新規設定です。

受付番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用賃借、作物：水稻、大豆
期間：3年、再設定です。

受付番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用賃借、作物：桃、期間：15年、新規設定です。

受付番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃借料：14,500円/年、作物：水

稲、期間：5年、新規設定です。

受付番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃借料：148,700円/年、作物：ぶどう、期間：5年、新規設定です。

受付番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）他11件で、使用賃借、期間10年です。

受付番号14番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）他15件で、賃借料：個別に設定、作物：サツマイモ、期間10年、新規設定です。

以上の計画申請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長

これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画について」は原案のとおり承認いたします。

以上で、本日の議案の審議事項はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議長

それでは、以上をもちまして平成29年度11月葦崎市農業委員会議案審議を終了いたします。

事務局次長

近藤農地利用最適化推進委員長長代理より閉会のあいさつをお願いします。

近藤委員長代理

あいさつ

事務局次長

ありがとうございました。

議事に参与した者の職、氏名

飯野 一伸 書記

梶 喜美子 書記

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

署名委員_____

署名委員_____